婦人問題一般資料
205
157
8-1
図書番号
資料
No. 15の8

中央婦人問題会議

家庭生活委員会總会

25年

松山市堀之内町五番地
婦人少年局愛媛職員室

婦人問題資料センター
労働省婦人少年局

婦人関係資料第十四号

中央婦人問題會議

家庭生活委員會総會

労働省婦人少年局

はしがき

四月の婦人週間の主要行事の一つとして、中央では、三日間にわたつて「中央婦人問題会議」が開かれました。

この中央婦人問題会議は、労働委員会、農村委員会、家庭生活委員会の三委員会に分れて、それ〴〵の問題について討議し、最終日の総会に各々の委員会がその討議の結果について報告をしました。

この会議全体にわたる議事録は、委員会毎にまとめ、三分冊として出版する予定ですが、部数も限られていますので、会議の概要を知りたいという方々の便宜を計つて、総会への報告のみを、別に印刷することにいたしました。

ここに收めましたのは家庭生活委員会の総会における報告ですが、家庭生活委員会は家庭における婦人の地位が高められない限り、婦人の解放はあり得ないという見地から、「家庭生活の近代化」という議題をとりあげて現在の家庭生活の状態を、衣食住、家事労働、家庭経済など物に関係ある面からと、親子、夫婦、姑嫁などの家族間における人間関係の両面から檢討を行い、家庭生活の近代化は、どうしたら実現することが出來るかを追求しました。

いままで生活の合理化については、くりかえしいわれてきたことですが、技術方面のみを強調し、それを動かす人々の考え方や、家族間の、人の関係が昔のままでは、効果も薄く、殆ど無意味に終ることになりましようし、又改正された法律に基ずいて、新らしい家族関係をつくりあげていこうとしても、生活の改善が支えとならない限り、砂上の樓閣となりましよう。この両面は原因となり結果となつてからみ合い、更に生活の改善といつても、日本全体の経済状態から切りはなしては考えられないように、種々な要素が加わつて家庭生活の近代化を困難にしています。この報告は、この間の事情を明らかにし、同時に家庭生活の近代化への方向を示すものとして、一般の方々の参考になると思います。

なお、委員会は、あらかじめ数回の準備会を持つて、議題並びに問題の所在について十分な討議を行い、会議の当日は、各委員から受持たれた問題についての研究発表があり、ついで全般に亘つて論議が行われました。その結果がまとめられて、総会の報告となつたわけですが、終始変らず熱心に御参加下さつた委員の方々に厚く感謝する次第です。

一九五〇年七月

労働省　婦人少年局

家庭生活委員會

議題「家庭生活の近代化について」

一、家事労働の能率化

一、現在から將來に至る衣食住についての問題　早稲田大学教授　今和次郎

二、合理的な住生活のあり方　國立公衆衛生院建築衛生学部　駒田栄子

三、家事の能率化と家庭教育　児童心理研究家　波多野勤子

二、家庭婦人の現狀

一、具体的な事例による家庭婦人の地位　家事調停委員　大浜英子

二、婦人の社会意識と生活実態　評論家　鶴見和子

三、経済面より見た家庭生活

一、家計費の分析　東京大学経済学部助教授　隅谷三喜男

二、家庭生活の近代化と社会保障　同　磯田進

四、家族制度と人間結合関係　東京大学社会科学研究所助教授

五、結論

家庭生活の近代化はどうすれば可能か

中央婦人問題會議

家庭生活委員會總會

目次

一、家庭生活委員会の概要……一頁
一、家庭生活はなぜ非能率的か……二
一、古い礼儀作法の考え方……三
一、家事労働の経減……三
一、これからの住宅のあり方……三
一、部屋の独立性……四
一、新らしい家を建てる時には……四
一、家事の能率化と家庭教育……五
一、且休的事例による家庭婦人の地位……六
一、労働婦人の独立観念……七
一、経済より見た家庭生活……一〇
一、家族制度と主体性……一一
一、家庭生活の近代化はどうすればよいか……一三

家庭生活委員会の概要

○駒田議長　家庭生活委員会は物の面と人の面から家庭生活を七人の委員によつて討議しましたが、前半の物の面から見た家庭生活については今先生に御報告いただき、後半の形のない面の家庭生活を磯田先生から御報告していただくことにします。

○今委員　家庭生活委員会は労働委員会、農村委員会と同時に、並行して別々に進行させてきましたが、いろ〳〵共通な問題がたくさん含まれていることを前の二つの委員会の御報告を聞き、しみ〴〵と感じた次第であります。私たちの委員会は家庭生活の近代化という題目で始めましたが、予定していた平林たい子氏がやむを得ない用で欠席されたので、ここのところが、ブランクになつたことは残念だと思います。さき程議長が云われたように、報告は二分して致します。物資関係方面と人間関係の方面、言いかえると、衣食住を重点とした方面と、家族生活を重点とした方面とに分けて、家族関係の方面は磯田委員に報告をお願いしてあります。つまりわれ〳〵の物質面の改善の方は、外科的な手術にわたる方面のこと、家族関係、人間関係の方はどちらかと云いますと、内科的な治療を要する方面、大体において外科学と内科学というようなわけ方で分担をきめました。申すまでもなく家庭生活というものは労働力の源泉になつているものですが、それの物の方面、人の方面というようなことを建前としましてつつ込んで行つたわけであります。それで家庭生活を研究するには、今のような人の方面から物の関係に迫つて行く面と、物の方面から人の関係に迫つて行く面と、この二つがとられる方法ではないかということで、私たちは二つにわけて報告しようとした次第であります。今日の学校教育課程においても、家庭科の場合は、家族関係という分野と、衣食住、育児、衛生という分野との二つにわけて、それ〴〵の専門の先生が分担して、総合的な一線を求めて生活の現実の実体を突き進んで行くように、新しくかわつて来ているのであります。それで七人の委員がそれ〴〵分担して研究を発表したのですが、最初に私は家事労働の能率化という項目の中で、衣食住の変遷の家事労働の分析という題目で受け持ちました。

◎現在の家庭生活はなぜ非能率的か？

まず今日の家庭生活、あるいは家事労働というものは、なぜ非能率的であるのか、ということを大体見当をつけてみますと、経済的な貧困が、―これは再三考えられている点ですが、―一つ上げられる。つまり生活資材の貧困、加工設備等の貧困という点です。これは終戰直後から見ると、今日は一般にこういう資材の面、加工の面は向上しているだけに、経済的な貧困からある程度向上して來ていると考えられます。しかし、これは生計費の問題として第二番の問題となり、賃金問題として、さき程討議された労働問題に関係するところが多いのであります。

第二として近代意識の欠如、薄弱、これには在來の封建社会における女子の立場、それから明治以來の女子教育の傾向などの結果として、家事絶対の思想が今日の女子の思想の中にある。その結果として社会的観念が今日の女子に非常に欠けていると考えられます。どうしてもこれを一般的な思想なり、教養なりの程度を高めることによつて向上して行かなければならぬというふうに考えられるのであります。

特に再三問題になる農村の婦人、あるいは工業に従事する婦人の場合には、生産的な労働と家事労働との二つの分野を一人で担当しているので、家事労働の面がいずれも犠牲に供されています。工場労働者の家事の時間を調べて見ると、農村の婦人ほどではありませんが睡眠時間がずつと減つているのであります。これは特別な場合として研究しなければならない事と思います。特にこれが露骨に示されているのは農村の場合で、農村では、何と言つても家族関係が封建的であり、それが濃厚であるためにそのことがこの家庭生活を合理化し、近代化する大きなじやまものになつています。

このことを多少独断的に分析して云いますと、封建的な家庭生活の特質は一つの世帯の中の生活が二分されている事で、片方は裏の生活、日常生活であり、もう一つの面が表の生活、あるいはお座敷の生活である。そのため、衣食住のあり方が裏の衣食住であるか、表の衣食住であるかの

意識に分散しているのではないかと考えられます。両方とも衣食住が特長的なものとして営まれる。建物で云いますと、茶の間、寝室、台所は裏の生活であり、門構え、玄関、お座敷の構えは表の生活であつて、その間に板戸が立ち、中障子が立つてそれを区分しています。建物の各室の仕切りは障子とか、ふすまとか、軽いものですが、家のまん中に板戸が立つて右と左にわけている。そこが質の違う、生活の関所であるというふうに家屋においても明らかに表現されております。第一番の日常生活は、きわめてぞんざいに、汚く営むのが特長で、後者の表の生活は形式的に派手に営むのが特長であります。この矛盾した二つの生活を一軒の家の中で行つているのがわが国の封建的な生活の特性であります。

このことはいろ〳〵は点から申さねばなりませんが、幸いに農林省の生活改善課で最近調べた神奈川縣高座郡の中流農家四軒の家の中に所有している食器類を使用別に分類した表がありますが、それによりますと、神奈川縣の中流農家では一軒の家で大体五百箇から三百箇の食器の数を持つています。お膳、お椀、お茶椀の類ですが、そのうちでわずか五%だけが毎日の家族用の食器であり、一三%が日常のお客が来たときに使う食器です。この二つの部類は台所、又は茶の間の戸棚にしまつてあります。そのほかの約八〇%はお蔵の中や納戸の中に箱に入れてしまつてあります。これは佛事用に使う黒塗りのお膳、お椀で、全体の四三%です。次に赤く塗つた松竹梅、鶴亀の模様のある、婚礼などに使うのが一七%お正月用の赤系統のものが一七%、何とも分類できないのが五%です。

以上この調査により、如何に表の生活のために金を使つているかがよくわかります。それで、この観念を切りかえて、第一の日常生活を向上させるための財源を、第二の表の生活に費されているところに求めて、今日のあの汚い茶の間の生活を改善できる可能性があるのです。さつきからたび〳〵唱えられました村社会における在来の封建的な社交関係、冠婚葬祭、そういうものをなくす方法がもしも立つたとするならば、日常生活改善の方の資金がそれから獲得できるのではないかと考えます。

たとえば、私たちが実際の台所改善指導に行つて見ると、農家などはだだつ広い台所でこんな広い台所では役に立たないし、配置関係を合理的にしてもつと小じんまりとしたい、と思うのですが、台所改善の一番先に着眼しなければならないのが広さの問題で、流しの改良やかまどの改良も着目しなければならないのですが、根本は台所の合理的な配置であります。それでその点を上げて根本的な台所の配置を示すと、それではだめですと農家の人は云います。人寄せの場合に、庖丁を持つて人がたくさん手傳いに来て、この台所で菜つ葉や大根を切つたりする。そういう人たちを受け入れるための台所なので、どうしてもこれだけの広さは必要です、あなた方は農村の事情を知らないからだと云つて私達は撃退されてしまいます。そういう冠婚葬祭をなくさない以上、台所の指導には来ませんといつて憤慨したくなるのがしばしばです。このような人間関係、あるいは、冠婚葬祭をなくするかなくさないかということは、物質的な改善ができるかどうかということにかかわる大きな前提問題になつて来ます。

たとえば、今日問題になつている嫁入り仕度を簡素化したらいいじやないかと言うと、なか〳〵そうはできません。娘が、お嫁に行くと、長年の間、嫁に行つたその家では小遣いを一文ももらえず、ふびんだから一生の間着る着物を嫁入り仕度として持たしてやりたい、私たちの経済もたいへんつらいのだが、そういう事情だから仕方がないと言う。それを何とかしなければならぬ、これをどうにか捌かなければならぬという場合に、私は習慣だから仕方がないといつたように投げておけません。ここで嫁入り仕度を簡易化する、あるいはもう少し結婚を近代的なものにするのには、家計予算をこの青年男女に公開して、予算会議を各家庭でやつてもらうような仕組みにしなければならない。そして働きに應じて相当の小遣いの配分までその予算会議においてやるくらいの民主主義化された農家の家族関係が成立しない以上、かかる簡素化はナンセンスです。内科的な治療を施じてからでないと、嫁入り仕度の簡素化ということはなか〳〵実行しがたいと、しみじみ感じます。

台所の改善にしても、嫁入り仕度の改善にしても、内科的な病気なので、外から経済的に薬を

はつて直すというようなプランの立て方では、とうてい不可能であると思います。

◎生活改善をさまたげる古い禮儀作法の考え方

次にこういうような社交関係にわだかまる根本的なものは何かということをもう少し私として分析しますと、礼儀作法の観念がじやましているのであります。封建社会における礼儀作法の観念を打開するのでなければ、とうていほんとうの生活改善ができがたいという信念を私は持つております。身分社会あるいは封建社会においては、上下の差別を表現するための作法が、服装において、住居において建設されなければなりません。たとえば、女の人たちが着る晴れの衣裳というものは作法をするための衣裳であり、お座敷というものは作法をする舞台なのであります。まつたく日常生活とは縁のないお祭りの舞台であり、お祭りの衣裳なのであります。そのように家の中で芝居をやることに金をかけたり、芝居の舞台を住宅の中に備えつけたりすることは、作法の観念から来ていると思うのですが、これをもう少し、新しい民主主義的な作法に置きかえることが必要であります。農家の人と話していると、ばかに貧乏なような印象を受けることが通則ですが、じつくり坐つて話していると、相当金持ちなんだという印象を受けます。ここに矛盾があるのです。農家の生活はこういうところに原因しているといえましよう。ばかに貧乏だと思うと、ばかに余裕を持つているようにも考えられます。そういう点から前に述べたように、農家の日常生活の合理化は、冠婚葬祭の行事をもう少し近代的な金のかからないレクリエーションに置きかえれば、可能性が十分あると考える次第です。

◎家事労働の経減

それから家事労働を軽くすることは、衣食住に含まれている内容を切り離して決定することはできがたい立場にあると思います。たとえば、お金の上、時間の上だけで切り詰めようとしても、生活内容がなかつたらそれが切り詰めたことにならないのですから、衣食住の内容の吟味ということがどうしても必要になつて来ます。従つて内容がほたして堅実であるか、十分であるかということを着目する傾向にならざるを得ません。か様な点から、今日の着物、衣服というものを考えると、和服よりも洋服という方向に指導して行くべきでしよう。和服というものは慣習的な形態であつて、慣習的な形ばかり着ていますと、おのずから知らず〳〵の間に贅沢になる傾向があります。又、慣習を前提として楽しみを積んで行く場合にはおのずから奢侈的になつて行く傾向があります。洋服の場合は形をいろ〳〵にかえ、ボタンをつけかえたりして楽しめる可能性があり、お金をかけなくても楽しめます。同じお金で赤い洋服とか、襟のとがつた洋服とか、お互いめい〳〵が自分の満足できるということは洋服の強みであります。もちろん、洋服というと語弊があるかもしれませんが、とにかく、洋服類の方がぐあいがよいと考えます。

又洋服にしますと、工場生産の既製服へ移つて行く便宜が含まれるので、裁縫の労働時間と、家事の労働時間を相当短縮できるのではないかと思います。

次に、食べ物は粉食の傾向に移つて行かなければならないと考えます。もちろん粉食にすると、栄養價の点で副食物の充実ということがもう少し吟味されなければならないでしようが、家事労働という点からは、ずつと軽くして行ける見込みが多いのであります。そういう点から衣服及び食べ物の傾向は、衣服は洋服、食べ物は粉食という傾向にだん〳〵移つて行かなければならないと考えます。農村委員会の方のお話によれば、日本の米というものは、八千万の人口で割ると一日一人二合あまりになるそうですから、都会人は一日一回は米の食事にし、あと二回は粉食的な傾向に持つて行つたらよかろう私は考えます。

◎これからの住宅のあり方

次に駒田委員から住宅の問題について、お話願つたので、ここで駒田委員の報告を御紹介します。駒田さんは御自分が現在鉄筋コンクリートのアパートに住んでおられて、実際に実験的にやつておられるいろ〳〵なこまかい報告をして下さいました。その中で押入れの工夫や台所の設備等をこういうふうにかえたらといつたこまかい能率に関した報告を図面でされたのですが、これを一つ

一つ申すことができないのを残念に思います。次に、そういう体験から、きわめて一般的な住宅について、これからこうなればという事項を話されました。まず、台所は十分の作業場——家族生活の最も本拠になるところですが、——できるだけ窓を大きく明るくとること、電燈も特に明るくすること、できたら白く塗つて、ほこりもたまらないような設備にする。

次に重要なのが寝室で、寝室は、どうしても漸進的にベッド式に移るように考えなければならないだろうということでありましたが、これはあとで、ディスカッションしまして、いろ〳〵な問題を残しました。

それから寝る寝部室の間取りの具合ですが、これは少くとも最小限度、食べる部屋と、寝る部屋は分離しなければならない、寝食分離ということですが、寝ている部屋の隅で食事をするというようなことがないようにというのであります。もう少し加えて申しますと、一般の輿論では寝室は一つではぐあいが悪いとなつています。寝室二つに食堂というわけ方もありますが、とにかく寝る場所と食べる場所とは分離しなければなりません。駒田委員がベッド式をのぞましいと言われるのは現在の家庭生活の中におけるふとんの管理や、ん世話はたいへで、綿の打かえ、ふとんかわの縫い直しや、とりかえを考えあわせると、ベッドの生活が決して経済的にも労力の上からも負担にはならぬという理由からであります。

◎部屋の独立性

日本の住宅では、これまでは部屋の独立性ということをまつたく考えていませんでした。日本では、家の外では男女同じ席に坐るべからずと言いますが、家の中に入るとごつちやに一つの部屋に男女が寝ている状況であります。こういうことからいろ〳〵な欠陥が生れて来るのですが、建具の不完備が部屋の独立性を保つ事の出来ない條件になつています。そこで何とか建具の新しい型も考えられてよいと思うのですが、押入れや、戸棚というものも在来の日本の建築にはほとんど習慣的にしか考えていません。生活する人の便宜という点から、現在の家はつくられていないから、もう少し生活する人が住む家として、くふうされなければならないという趣旨でありました。

主婦の生活の時間として、相当大きい時間をとつているのが掃除と洗濯であります。掃除は二時間半から一時間半、洗濯に要する時間が四十分から二十五分——これは駒田委員のとられた統計ですが、部屋の設備を整備して西洋風な部屋にし掃除を軽くする傾向にしたり、洗濯の時間を軽減するために、隣り同志で共同処理をする方向に持つて行くようにすればこの点の解決ができるのではないかという御意見でした。

◎新らしく家を建てる時には

最後に駒田委員は次の様なことを云われました。日本人は家を建てる予算を組むときに、單に骨組だけで家が建つものだという観念にとらわれている。日本人は骨ばかりの住宅に住んでいて、ちようど下着の上に外套を着たような生活をしている。言いかえれば下着と外套の中間に着る上衣なしの生活をしている。それだからぐあい〳〵してぐあいが悪いので、どうしても上衣の予算をかけなければならない。発達した設備のあるアメリカの人たちが建築する場合は、上衣の予算に六割もかけている。そういうことを日本人はまるつきり考えていないので、ただ屋根と壁のある空つぽの空間に坐つているだけである。禪房の何もない空間に坐つていてそれで生活だといつた観念がある。もう少し生活のための設備を充実するような方針で家を建てなければならないということでありました。

以上で駒田さんの発表は終つたのですが、そのあと、皆でディスカッションした結果、大きな問題として残つているのは住宅不足の問題であります。今日は、どうしても自治体その他の團体で住宅というものを建てなければならない。それも大量に建てなければならないので、それに即應して工場生産住宅というものが必要になつて来ます。これは、昨年度から東京都建設局でも馬力をかけているのですが、まだ、それが順当に採算がとれるまでに行つていないのが残念です。住宅はまだ相当長い間大量に要求されるのですから、これまでのような職人の手でできる家屋でなしに、工場の中で、工作機械で、ある程度まで刻み込んだ住宅がこれから建てられなければなりません。そう

なると、ます〳〵建物の基本的な研究が必要になつて來るのだということがいろ〳〵討議されたわけであります。前に述べた疊式がいいか、寢台式がいいかということはいろ〳〵討議されましたが、今のところ結論が出て來ません。これは輿論に問うて年々の変化を見るより仕方がなかろうと考えております。

◎家事の能率化と家庭教育

次に波多野委員が育児及び子女の教育について、お話しになりましたが、これも家事に関連したことが多いので、便宜上私から説明いたしたいと思います。波多野委員はたいへんスマートな調査を発表して下さいました。現在の男女中学生が家事の手傳いをどれだけしているか、これを聞き取つた傳票を整理して、今日の男女中学生と家事の関係を示してくれたのであります。たとえば、断片的に云いますと、「学校に行く前に家のことを手傳いますか」の質問に対して、男の中学生は、五十二人のうち、雨戸をあける——三人、掃除する——〇人、その他——三人、薪割りをやる——二人、何もやらない——四十四人で、女の方は、手傳いをする——十人、掃除する——七人、その他、薪割りをやる——一人、生きものの世話——うさぎかにわとりでしようが、——三人、何もしない——二十九人となつております。男は五十二人うち、何もやらないのが四十四人で、女は約半分の二十四人であります。女の子が男の子の約倍くらい、家事の手傳いをしていることがこれで示されています。次に「学校から帰つたら家のことをやりますか」の質問を出したのですが、大体同じような割合で出ています。男と女と比較しますと、男の方は何としても家事に親しみを持つていないことがこれでわかります。さらにもう一段つつこんで、何もしていないという子供たちをつかまえて、波多野委員は「何もしなくてもなんともないか、悪いと思わないか」の質問を出しましたが、それに対しいろ〳〵な答が出ています。男の答は学校に行つているから何もしなくていいというのが、五十九人のうち二十人までありました。それから友だちがやつていないから私もやらなくていい——十三人、言われたらやる——十五人、家事の手傳いは女のすることだ——八人、姉さんがやつているから自分はやらなくていい——一人、店の手傳いをしているから——一人、生きものの世話をしているから——一人、となつています。これに対して女の方は、おばあさんがやつているから。——二人、姉さんがやつているから——三人、用がないから——三人、お母さんがやつているから——三人、時間がないから——十一人、学校があるから——十人、年が小さくてやれない——十人、わからない——十二人、以上であります。これは、男も、女も、同じように入れたのですが、学校に行つているから家の手傳いをやらなくてもいいというのは、明治以來の立身出世主義の教育が相当張いのではないでしようか。学校の勉張よりも、ま、ず人に迷惑をかけないことを教育の重点とし、人に迷惑をかけないようにする、自分の家の手傳いをやる、自分の生活のことをする、ということは、学校の勉強よりもまず先にやらなければならないことと波多野委員は指摘しています。さらに、お母さんに子供のこの答をどう思つているかを聞くために、「子供たちに家事の手傳いをしてほしくありませんか」と質問しました。これに対して、男の子のお母さんたちは、仕方がないと答えたのが三十七人のうち十五人、今のままでいい——七人、ぶつ〳〵言うから——六人、男の子だからさせたくない——六人、女の子にやらせる——四人、となつております。女の子を持つているお母さんの答は総計三十人ですが、手傳つてほしい——八人、勉強してほしい——二人、学校の帰り時間が遅いから——十二人、仕方がない——三人、これで満足だ——五人、であります。とにかく子供もお母さんも、学校に行つておればそれでいい、学校の勉強だけやつておればそれでいい、という古い思想があり、こういうところから、民主主義的なあり方に訂正して行くべきである、としみ〴〵感じました。

それからもう一つ、子供たちに、「自分のことをどの程度やつているか」と聞いたのですが、これも男と女とで相当な違いがあります。自分の部屋を片ずける——男十人に対して女二十九人、食後の食器を片ずける——男は一人もなく、女八人、靴をみがく——男四人、女二十八人、ふとんの上げ下しをする——男七人、女二十五人、であ

ります。「靴をみがくか」の問に対しては、男の方で、みがくような靴がないからみがかない、という答も出たそうであります。これらの調べは、きわめて具体的でいろ〳〵示唆するものがありますが、こういう点からも、頭を切りかえることが相当必要だということに氣がつくことと思います。毎日の生活というものがむしろ教育であります。学校よりも、むしろ、家庭の日常生活というものの方が一そう教育的な効果があるものと考えます。学校の成績ばかりよくてもほかの人に協力できないような精神の人であつたならば何にもなりません。また、男女の差別も、これらの調べで相当まだ古い傳統がひそんでいることがわかるというのが波多野委員の鋭い結論でありました。

なお、そのほかに、波多野委員からは、前に再三云われたように、育児のための労働は相当主婦にとつて重いので、近所、隣り互いに意思を疎通し合い、お金のかからない方法で、働きに出る間安心して子供を託せるところを考えてはどうかということが述べられました。

大体以上で物の方面から家庭生活に考えを及ぼして行つた側の報告を終りたいと思います。続きまして磯田委員から、人の方を重点とする御報告をお願いしたいと思います。

○磯田委員　今先生の御報告につゞいて、予定では平林たい子委員が「明治以來の文学に表われた婦人の地位」という報告を担当しておられたのですが、余儀ない事情で御出席が出來なかつたのでこれは伺えませんでした。

◎具体的事例による家庭婦人の地位

次に、大浜英子委員が「具体的事件による家庭生活の実態」という報告をされました。これは家庭生活に現われて來る種々なトラブルの幾つかの型を、具体的なケースとしてとり出されたものであります。たとえば、ある夫妻が非常に新しい考え方で生活の設計をやつていた。茶の間を中心として生活を合理的にする、子供もなるべく手のかからないように育てる、住いを洋式に改めて行く、といつたように、合理的な生活を築く努力をしていたのですが、そこへ、戰争後疎開先から両親が帰つて來る、あるいは夫の姉さんが未亡人になつて帰つて來る、そういうことで数家族同居することになり、その結果、この夫妻の生活に対する新しい抱負がことごとくつぶされて行く。それは、しゆうとめが自分でして來た通りの生活様式に若い者も従うことを強制する。あるいは夫婦の独立の部屋というものがないために、いつでもしゆうと、しゆうとめ、小じゅうとたちから監視されているような生活となる。あるいは肉親の間のつながりが強いために奥さんだけが孤立したような狀態になる。こういつたようなことで、家庭生活の合理化が、複雜な同居生活や傳統的な家族制度的な考え方によつて、しだいにつぶされて來る。結局そのことが、夫婦の間がうまく行かない原因になつて來る、という事例を、如実に説明されました。結局、そのような場合、妻が自分を無にして絶対服従の生活をして行くことによつて、辛うじて「家」の平穩を保つて行くというのが旧來の考え方であつたわけです。併し、妻がそれに甘んじ得ないという場合には、何らかの不幸な結果に到達することを避け得ない、ということを物がたる例であります。

また、大浜委員のあげられた別の例は、こういうのです。ある商店の娘さんが、お母さんの言いなりに養子を迎えた。これは、商賣の腕がなかなかあるというので養子に迎えたわけです。ところが、その娘さんは夫の出征中にある男と恋愛をしましたが、その男の方が夫よりも商賣の腕があるというのでお母さんに氣に入つた。そこで前の夫と離婚してその新しい夫と正式に結婚することになつたというのです。この場合に注目すべきことは、結婚も離婚もこの娘さん本人の意志ではなくて、母親の意志がそうさせている。親は、家のためになる腕のある男ということを條件として考える。娘自身の希望とか幸福とかいうことはほとんど問題にされていないのです。これもよく世間にある例で、結婚あるいは離婚の場合に、新憲法に保障されているような個人の自由意志の百パーセントの尊重という原理が、現実の家庭生活の中では決してまだ貫徹されていないということを指摘されたわけです。

また、未亡人になると、未亡人は夫の墓守りをして暮せばいいんだといつた考え方が夫の親なり新戚なりにある。そのことが、この未亡人の自由

や幸福を完全に拘束している、という実例をあげられて、結局、口では夫婦の平等ということを言つていますが、内にも外にもこれを妨げる障害がたくさんあるということを指摘されました。

結論として大浜委員の申されましたことは、家庭婦人の地位は依然として低い、その原因として考えられることは、第一に主婦に経済力がないこと、第二には社会的に外に出て職業につくことが困難だということ、第三に女自身の考え方を支配している、女らしさといつたような、旧来から女に押しつけられて来た婦人の心理——それも外部的あるいは社会的な習慣がそういうものを強制しているという要素が多いこと——これらの点を指摘されました。大浜さんは、以上に紹介しましたような具体的な例によつて、そのあと、家族制度について私たちの委員会でいろ〳〵問題を考えるための材料を提供してくださつたわけです。

◎労働婦人の独立観念

その次に、鶴見和子委員が「婦人の社会意識と生活実態」というテーマで報告をなさいました。

この報告では、最初に、一般に婦人の社会的な関心、あるいは政治的な関心が稀薄であるということを指摘されました。たとえば國会議員の活動をどう思うか、これでいいと思うか、悪いと思うかという問に対して、わからないという答が、婦人の場合、非常に多い、それから政党についての意見を聞いても、わからないという答が非常に多い、というふうな輿論調査の結果を提示されて、社会的な関心が、婦人は男子よりも劣つているということを指摘されたわけです。つぎに、鶴見さん御自身が東京の未婚の労働婦人について行われた調査の結果として出てきた種々なおもしろいデータを報告されました。その二、三を紹介しますと、自分は家計補助のために働いているのだという人が、三百五十人のうちの七三%を占めている。すなわち自分が働くことによつて、社会人としての独立生活を維持するのだというつもりではない、初めからそういうつもりで働いているのではないのです。家計補助のための労働ということ、これは労働婦人委員会でも問題になつた点ですが、じつは婦人の場合に限らないわけで、男の場合にもそういつた家計補助的な労働という性格を帯びていることが、日本の労働問題、賃金問題を考える上では、非常に大きな社会的、経済的な意義を持つているわけです。そして特に婦人の場合にこれが高いということです。

それから、会社から受けとつた給料をどうするかという調査では、袋のまま中味も見ないで家計の責任者、お母さんならお母さんに渡すというのが八四%を占めている。中には、佛壇に上げるというのもあります。小遣いをどうするという問に対しては、「必要の都度もらう」とか、あるいは「ときどきもらう」とかいつた答が多い。

そこで鶴見さんの注意されたことは、「もらう」という考え方です。自分が働いて得た、自分の労働の収入を、自分が自分の権利として消費するという考え方ではなくて、自分の労働収入を、一旦は、「家」というような一つの財布の中に、みんな放り込んでしまう。しかる後、あらためて、自己以外の経済主体から自分が「もら」つて使つているんだという意識が現われている。このことに鋭く注意されたわけです。

また、同じ調査対象に対して、結婚観について調査された。答は、「親のきめた相手と結婚する」あるいは「親のきめた相手に自分が同意する」という答が全体の約三分の一を占めています。「自分が選んだ相手に親を同意させる」というのが同じくはほぼ三分の一を占めています。なお「親の反対を押し切つても結婚する」という答が二六%あります。「親に相談しない」つまり結婚は自分の問題だから親に相談する必要はない、自分で自分の思いどおりに結婚するという答は、実に、一つもありません。

この結果からいろ〳〵なことが考えられるわけですが、一つは、結婚は親の言いつけ通りにするのだという旧来の家族制度的な結婚観念が、東京の働く婦人たちの間では、すでにある程度くずれてきている、それに対抗する新しい要素が相当に成長して来つつあるということは、明らかにわかるわけです。結婚の問題について自分がイニシャティヴをとる、ないし、少くとも自分の発言権を主張しているという点は注目に値いする点であります。けれども同時に、これはまつたく自分個人の問題であつて親とか「家」とかの問題ではないのだ、だからまつたく自分の自由意志だけでやればいいんだという考え方は実に少いということで

す。結局親の意志が今日の働く婦人たちの意識や行動にも非常に大きな制約となつて感じられているということを示しています。それから非常に興味のあることは、「自分が選んだ相手に親を同意させる」という答が相当あるわけですが、それに対して「親がどうしても反対したらどうするか」こう言つて聞きますと、「自分がいいと思う人に対して親があくまで反対するということはないだろう」そういうことは「考えられない」という答が非常に多いということです。この点について、鶴見さんは、これは親の意志と自分の意志が本源的に、本来的に一致するという考え方ではないだろうかということを指摘されました。

結局、先ほどの給料をどうするかという点に現われているのは、経済的な意味の独立生活者、あるいは独立経済主体という考え方が非常に弱いということです。これはまた日本のいわゆる寄せ集め家計——一人では生活できないものだから、数人の家族員がだれもかれも働いて得て来たものをみんな一つの財布に投げ込むことによつて、辛うじて生活を営む　そういつた低賃金と寄せ集め家計、そのための家計補助的な労働、こういつた條件が必然的にそうさせているということでもあります。従つてこれは婦人労働委員会の方の問題とも関連、対應する事柄です。

それから、結婚について親が反対するはずがないという考え方、これは親の意志から劃然と分離された家族員（特に娘さん）の個人の意志、そういう意味での家族員の主体性あるいは自主性が稀薄で、全体として何となく一つであつてその中における個人の独立人格者性がはなはだ稀薄であるという家族制度の特色を示しております。このように、経済的な面からいつてもあるいは意志、判断というような面からいつても、他の何ものかに依存して行くという関係、独立独歩の独立生産者、あるいは独立生活者ではない、という関係が顯著に現われている。こういうことを指摘されたわけです。

その次に鶴見さん自身の調査から出た非常におもしろい結果として、右に紹介しましたような結婚についての態度と、最低賃金制に対してどう思うか、あるいは同一労働、同一賃金に対してどう考えるか、あるいはストライキについてどう考えるかというような労働問題についての態度とが、顯著な相関性を示しております。すなわち結婚について自分の自主性を強く主張する傾向の答をした人は、今のような労働問題についても、やはり自己の労働者としての自覚を強く表明した答えをしている。また、そういう人たちが組合の会合で現実にどの程度発言しているか、あるいは、いつも默つて何も発言しないかという調査をとると、これもまたきれいに対應しているという関係が示されました。たとえば、結婚について自主性のある態度を表明した人は、最低賃金制は必要である、公正な賃金を獲得するためにストライキをしても悪いことではないという答えをしています、また、現に、組合における発言も積極的である。その逆の人は、すべてについて逆の傾向を示している、という狀況であります。

そこで、一應の結論としては、日本の婦人は、働いている婦人の場合でも、経済的に、また判断意志というような面においても、他人に頼つている、主体性が乏しいということを言われたわけです。たとえば、一般に婦人雜誌などで身の上相談ということが繁昌している。こういうこともその現われではないか、合理的な判断を自分自身の責任において下すことを婦人が避ける、そういうことをしたがらない、何か偉い人、あるいは權威、そういうものに頼つているという氣持の現われではないか、というような点を指摘されました。

それから昭和二十二年四月の選挙について毎日新聞社が行つた「夫唱婦隨についての調査」というのがあります。東京都下の幾つかの地域で、選挙の投票を奥さん方が自分の独自の判断でやつているか、それとも夫に言われて夫の言う通りに投票しているかということをしらべたおもしろい調査ですが、それを引用されました。この調査というのは、初めに夫と妻と別々に、あなたはだれに投票しますかということを聞くと、（A票）不一致の数字が一六八と出ている。ところがその数日後に、結局だれに投票することにきまつたかという調査をとると、（B票）ここでは不一致が七九に減つている。最初「不一致」の場合の約半分が結局「一致」に至るわけです。その中で、夫唱婦隨、つまり妻が夫に引つけられてかわつたというのがほぼ六〇％余り、それに対して逆の婦唱夫隨、奥さんの方に引きつけたというのが実に三％ぐらい

第 1 表

		調査数	A票 一致	A票 不一致	B票 一致	B票 不一致
桐原	砦丸	49	21	28	45	4
	大垣外	34	18	16	28	6
	日原	17	6	11	14	3
	計	100	45	55	87	13
青梅		100	44	56	73	27
中野		100	43	57	61	39
計		300	132	168	221	79

註　第1表は政党のみについての結果で第2表はその他選挙にのぞむ事情をふくめたうえの結果

第 2 表

	調査数	夫唱婦隨 明白	夫唱婦隨 推定	夫唱婦隨 計	婦唱夫隨 明白	婦唱夫隨 推定	婦唱夫隨 計	不明	独立
桐原	100	40	32	72	2	−	2	13	13
青梅	100	29	33	62	5	1	6	5	27
中野	100	21	33	54	2	−	2	5	39
計	300	(30) 90	(32.7) 98	(62.7) 188	(3) 9	(0.3) 1	(3.3) 10	(7.7) 23	(26.3) 79

と推定されています。鶴見さんがこれに対置して引きあいに出されましたのは、アメリカではこれが逆であつて、大統領選挙のときにだれに投票するかというギャラップの輿論調査を行つた際に、「婦唱夫隨」を示すおもしろいエピソードが報告されているそうですが、アメリカでは奥さんが投票をきめる、それに夫の方が引きつけられるというのがむしろ一般的な傾向だ、日本ではその点が逆だということを指摘されたわけです。つまり、選挙の場合にも婦人の判断における主体性が乏しいということです。

それから、一般的に言つて、判断の合理性が乏しい。自己の要求と、要求を貫徹するための手段との結び方が薄弱である。たとえばある未亡人に税金についての意見を聞く、そうすると、高過ぎるから困る、自分たち働く者からむやみに税金をとらないでほしいと答える。そこであなたは何党に投票しましたかと聞くと、「自由党に投票しました。」それでは自由党はあなたの税金についての希望をみたしてくれる政党ですか、こう言つて聞きますと、「それとこれとは別問題だ」との答えです。「では、なぜ自由党にお入れになりましたか」ときくと、「自由党は上品だから好きですね」こういう答である。すなわち社会人としての判断の一貫性、合理性が稀薄であるということ、これは日本人の通有性であつて、あえて婦人に限らないのですが、少くとも婦人の場合、そういう傾向がきわめて顯著である。婦人がそういう傾向を持つているということは、日本の家族制度内におけ

る婦人の地位というものとの関連なしには考えられたいであろうということを指摘されました。

鶴見さんの御報告の要旨は、以上のようであつたと思います。ただし私はほかの方の御報告を紹介するのは甚だ拙劣でありまして、この鶴見さんの分も、うまく紹介できたようには思わないのですが、幸い鶴見さんがここにおられますから、はつきりしない点は、あとでどうぞ鶴見さん御自身に御質問願いたいと思います。

◎経済より見た家庭生活

その次に隅谷三喜男助教授が「経済面から見た家庭生活」という報告をなさいました。

まず家計の問題について、いろ〳〵興味ある点を指摘されました。日本の家計では、収入の面について非常に注目を引く点は、いわゆる「家族収入」というものの占める比率が非常に高いということ、たとえばある労働者の家計を調べますと、その労働者以外の妻とか子供とかが、どこかへ行つて働いて収入を得て来る、その比率が非常に高いということです。これは今の鶴見さんの御報告にも関連することでありますが、日本の家族関係は夫婦中心の近代的な家族形体にまだ分解していない、いわゆる寄せ集め的な家計がむしろ常態である、そういうことに起因している。なぜ夫婦中心の近代的小家族に分解し得ないかというん、その原因は低賃金にある。このことは鶴見さんとの報告の中でも同じようなことが指摘されていたわけでありますが、隅谷教授は同じ問題の経済学的な側面をとらえられたわけです。

その次に主婦の内職ということが家計費の大きな問題になつている。主婦の労働が積極的に貨幣収入にかわる場合には、形がはつきりしていますが、そうでなくても、たとえば洗たくとか、食料にしてもパンを買うということではなくて、家庭で米をといでマキでたいて飯にするというように、本来社会的な分業が高度に発達している社会では、当然現金支出となるべきはずのものが、家事労働に轉嫁されることによつて、支出として現われて来ない、いわば消極的な家計収入と言いますか、つまり出るべきはずのものを出さなくて済ましたといつたような、そういう意味での主婦の労働の役割が非常に大きい。のみならず生産的な労働にも主婦が大いに携わつている。（農家、商店等の場合）おまけに主婦は内職等をやつているといつたわけで、日本の家庭婦人は日本の経済的矛盾を負わされて、経済的にもまた肉体的にも過重な重荷をしよつているということが、家計の分析からすぐに読みとれるわけであります。

つぎに家計の支出面を見ると、日本では、いわゆる飲食費が生計費の中に占めるパーセンテージ——エンゲル係数と言われているものですが、このエンゲル係数が日本の場合には案外少い。戦後の場合には高くなつておりますけれども、戦前の数字は意外に少い。日本の場合には、戦前をとりますと、一般に三〇%から四〇%台であつた。これはエンゲル自身が古典的な分析をした産業革命期のベルギーでしたかの数字、五〇%から六〇%というふうな数字に比べて非常に少い。それから「その他」という項目が日本ではことに高い。三〇%以上である。「その他」というのは、交際費とか、冠婚葬祭費、あるいは娯楽費、教養費まで含むわけです。これが高い。エンゲル自身の数字では五%ないし一五%ぐらいである。そこで日本は産業革命期の西欧の労働者の家族に比べると、はるかに生活程度が高いと、そう結論し得るかというと、そういうわけには行かないだろう、というのが隅谷さんの御意見です。

というのは、「その他」という支出費目が日本で大きくなつている原因は、日本人の生活は家庭の中で娯楽の機会がきわめて乏しい。そこでたとえば映画を見に行くというように、外へ出て行く。（しかもその場合に婦人は一般にそういつた家庭外の、いわゆる「その他」という支出にあずかり得ないという場合が多い。）そういうことで、「その他」が割合に大きくなるのではないか。それからいわゆるエンゲル係数が案外低いという点は、日本では飲食物費の中に入つて来る米とか魚とかその他の食料品は、農民、そのほか中・小生産者による生産物が多数を占めており、こういうものは、日本の價格体系の中では、安く價格づけられているということによるもので、これは先ほど大内さんの御報告の中でも大きな問題として指摘された点であろうと思います。これに反して「その他」という費目の中に入る、電氣代とか交通費というものは、資本主義的な独占企業の生産物である結果、それらの價格は比較的高く、定め

られておる。そういつた日本経済の矛盾が家計面にこのように反映しているということを考える必要があるだろう。だから、日本でエンゲル係数が案外低かつたということから、ただちに日本の家計が案外裕福である、生活水準が高いという早急な結論は出すことができないだろうということを指摘されたわけです。

その次に、日本の経済全般の見地から今日の家計内容を改善する、生活水準を向上させるという可能性について考えてみると、私たちは簡単に賃上げをすればいいと言つたようなことを考え勝ちでありますが、しかしもつと大きなわくがあることを考えなければならない。戦前の数字で國民所得がいかに分配されているかを見ると、一年間の國民総所得の中で、個人消費に振りむけられた分が七三・八%、それから産業投資に向けられた分が五・四%という数字が現われている。それに対して昭和二十四年の推定の数字を見ますと、年間國民所得の中で個人消費に向けられる分が六一・四%、産業投資に向けられる分が一二・四%という数字を示している。すなわち一年間の國民経済全体の総所得の中で、それを個人生活の充実向上に対して差向ける分が犠牲にされて、資本蓄積のために振向けられておるということが顕著に現われているのであります。そこで家計を充実し、家計における矛盾をなくするためには、今日、日本経済の資本主義的な再建ということをある程度犠牲にしても、國民の消費生活に対して、國民所得の多くのパーセンテージを振向けて行くということを考えなければ実現の可能性がないということを指摘されました。

隅谷助教授は家計の分析について、大体、以上のようなことを報告されましたあとで家庭生活の近代化と社会保障という問題に簡単に触れられました。近代化ということと、社会化ということ、この二つは今日日本の経済の面でも、あるいは社会一般の面でも、当面している大きな問題であります。途中のお話は省略いたしますが、結論としては、今日封建的な、すなわち前近代的な要素がたくさん残つている。特に家族生活の中にそれがたくさん残つている。そういう場合に近代化ということの必要は、いうまでもないことである。けれども、今日の日本の段階においては、社会化ということを抜きにして近代化という問題が解決され得ると考えるわけには行かないだろう、近代化と社会化とはあわせて考えて行く必要があるだろう、という結論であつたように思います。近代化というのは、たとえば労働者の賃金水準をいわばアメリカ並みに引上げる。それによつてなるほど家計も合理化される。それから家族生活も近代化され得る。けれどもそういつたことが一体可能であるか、アメリカ的な高賃金というような意味における近代化ということが、社会化ということを考えないで——たとえば失業保険、あるいは老年者に対する年金といつたような、社会保障ということを考えないで——できるかどうかというと、今日ではそのことは実現の可能性が少いということを指摘されたわけです。そしていずれにしても——近代化にしても社会化にしても——先ほど申しましたように國民総所得をいかに分配するか、資本の再建、維持のために重点を置くか、それとも國民の個人生活の充実、向上のために重点を置くか、結局のところそういつたわかれ目にぶつかるだろう、そういう報告であつたように思います。

◎家族制度と主体制

そのつぎに、私、磯田が家族制度の問題について報告をいたしました。「家族制度一般及び特にその中における婦人の地位」ということについて報告したわけでありますが、簡単に要旨を申しますと、私は家族制度の特質を二つの点にわけて考えてみたのであります。

第一は、その中における人間と人間の結びつき方が上下関係、支配・従属関係という結びつきであるということ。すなわち民主主義社会においては、人は平等の関係で結びつくのですが、家族制度においてはまさにそれが反対であつて、上下という関係において結びつけられる。たとえば夫は妻よりも上だが親よりは下だというピラミッド型の構造、いわゆるヒエラルヒー構造を持つているということ。

第二には、家族制度は、その中において個人の独立主体性が稀薄であるということ。これは先ほども申しましたが、「家の」一主体いわゆる「帰一」の精神、そういつたものが家族制度の原理だということ。すなわち個人の独立主体性が稀薄で

あつて、個人が「家」の中に埋没しておるということですが、そのことを私は一應二つにわけまして、一つの面では、個人の意志主体性が稀薄である、個人が独立の意志主体で、だれが何と言つても私はこうしたいのだという独立意志主体性が稀薄であるということ。それから、もう一つの面では、個人の財産主体性が稀薄である個人の財産が「家」に吸收されているということ。——この二つの面に分けて考えてみました。そのことがたとえば、前の方々の御報告にもありましたが、家族内における個人の生活の独立ということをあまり問題にしない考え方とか、あるいはそのような家屋構造とかの点にも現われているわけです。

家族制度の一般原理を以上のようなものと考えまして、そのあと、親子関係および結婚関係につきまして、こうした家族制度の原理が具体的にどのように現われているかということを若干考えてみたのであります。そこで私が問題にしました、幾つかの点をつぎに紹介いたします。

親子関係に関しては、さきほどの鶴見さんの報告の中にありました、給料は家に入れてしまう、小遣いは「もらう」という調査回答の解釈ですが、私も鶴見さんのなされた分析に全く同意するのでありまして、すなわちこのことは財産主体が、経済主体が、「家」であつて個人ではないということを意味していると思うのです。また、子供を家の仕事に使用するという場合に、アメリカなんかで自分の農場で成年に達した子供を働かせるという場合には、相当の賃金を子供に対して支拂つている。それが普通だそうであります。けれども日本では、農家にしろ商家にしろ、子供は労働を無償で提供する、親は子供の労働を無償で受取る、それが当然のことだと考えられております。そのかわり若干の小遣いをやるという形ですね。ですからこの場合にも個人の独立財産主体性が稀薄であつて、むしろ財産主体、経済主体は一つの「家」というものになつている。結局は鶴見さんのあげられた例と同じ原理に帰着するだろうということを申しました。そういうことは、じつは婦人に限らないわけでして、一般に家族員がよそへ出て労働に従事するという場合に、家族関係がそのようなものであるということが、低賃金を必然ならしめる。すなわち家族制度内における個人は、独立経済主体ではない。従つて、「家」というような集団から完全に分離した独立社会人としての生活を維持するに足るだけの賃金を、どうしても自分はとらなければならない、場合によればストライキに訴えてでもどうしてもそれをとらなければという労働者の意識が出て来ない。それからもちろん雇主の側としてはそれだけの賃金を與える必要を感じない。そういう点から、日本の労働者のいわゆる家計補助的な低賃金が決定されて来る。また逆に、そのような低賃金が、右に申しましたような家族関係や家族意識を決定している。こういうことは、あえて婦人だけに限らないけれども、特に婦人の場合に顕著である。なぜならば「家」の拘束を最も強く受けるのが婦人であるから、ということを申しました。

それから結婚については、特に結婚が個人の問題ではない、「家」のアフェヤである、と考えられてきたことに注目しました。そういうふうに考えられているから、いわゆる自由結婚ができない。ところが、今日、憲法が宣言しておりますような個人の自由意志による結婚、自由結婚と言いますか、恋愛結婚と言いますか、そういうものが現実に貫徹されようとする芽生えは至るところにあるのです。それが現実に貫徹されるということは、普通考えられているよりも、もつと大きな意味を持つているだろうということを、ちよつと指摘いたしました。

すなわち結婚において個人の意志が貫徹される、先ほど鶴見さんが問題を出されたように、自分の意志なのか、親の意志なのかわからないような、あいまい模糊たるものでなく、私が独立の意志主体であつて、親が何と言つても私はこう思うんだという、「家」の意志から独立した個人の意志が結婚に際して貫徹されて行くということは、個人の意志主体性一般の確立の決定的契機になる。言いかえれば個人の「家」からの解放、一般のために決定的な契機になるということを指摘したのであります。そのことと、現実にやはり結婚について親の言う通りにしなかつたら放り出されて食えなくなるという経済的な裏ずけの問題がからまり合うわけでありますが、その点についても大分議論がありましたが、時間がありませんので、詳しく紹介できないのが残念であります。

それからいわゆる嫁、しゅうとの問題も、結局

は以上にいつたことがらに帰着するのではないか。親夫婦と子夫婦（ことに長男夫婦）が一つの「家」というものに属している。この、ずつと昔からあつた「家」お嫁さんが「入つて」くるのだという考え方、それから、入つて来た以上は家の中にすでに成立しているヒエラルヒー構造の中の一番下位におかれて、「家」のすべての重圧が嫁の上にかぶさつて来るということ。その結果、たとえばしゅとが嫁の行動に一々口ばしを入れるといつたようなことも、一つの「家」、一つの生活単位だということから当然のこととされるのであります。そこで、嫁・しゅうとの問題を解決するためには、どうしても、結婚した子供は親夫婦とは別個の家族を構成するのだ、――ヨーロッパ、アメリカの「家族」という概念はかようなものでありますが――かりに一軒の家に住むとしても別個の家族、別個の生活単位なのだという観念を確立する必要がある。そうでなければ嫁・しゅうとの問題は完全には解決され得ないだろうということを申しました。本来、ヨーロッパでもアメリカでもそうでありますが、子供が結婚すれば親夫婦とは別れて別個に住むのが自然である。日本の場合にも、そうなるのが望ましいわけです。私の報告は、ざつとかようなことでありました。

◎家庭生活の近代化はどうすればよいか

最後に、さきほど今先生から報告がありました衣食住の面における合理化、あるいは近代化ということと、家族制度、あるいは人間関係の面における近代化ということと、いかように結びつくのかということで、私たちの委員会で討論されました結果を、かいつまんで申し上げます。

結局、衣食住の面における近代化、合理化が行われ得るためには、婦人はいかに酷使されても仕方がないのだ、牛や馬みたいに、ただ働けばいいんだ、という観念をたたきこわす必要がある。そうして婦人を含めて家族員が人間らしい生活をすべきだという考え方を確立する必要があります。また、家族内においても個人に独立生活領域を留保しなければならないという考え方を、はつきりと打ちたてる必要がある。

また、未成年の子供の問題についていえば、子供を早く一人前の独立社会人に仕立て上げるということが親子関係の中心的な考え方でなければならないわけで、そういう考え方から行けば、家庭内においても、将来独立社会人、独立市民になつたときの必要な心がけであるところの、他人に迷惑をかけない、手数をかけない、自分のことは自分で処理して行くという考え方を養つて行く必要がある。すなわち家庭内で言えば親になるべく手数をかけない、掃除にしたつて、くつをみがくにしたつて自分のことは自分でやる。そういう心がけを子供に養成して行く、これが家庭におけるしつけの基本である。こういつた考え方にならなければいけない。それからまた先ほど波多野さんの御報告にもありましたように、男の子と女の子がいたるところで差別されていると言つたこと、そういう男女の差別観念を切り捨てなければいけない。

結局、衣食住、あるいは子供の問題、そういう面からの家庭生活の合理化は、家族関係についての近代的な考え方を樹立するということ、旧来の封建的な家族制度意識を根底から改めて行くということ、それによつて裏ずけられなければ十分には達成されえない事柄なのだということであります。また、逆に、衣食住の面における近代化、合理化が、家族意識における近代的、合理的なものの確立を促進して行くだろうということをも考えなければならない。たとえば、個人の独立の部屋を皆が持つているということが、個人の独立主体性意識を高めることは言うまでもないわけであります。

それから最後に、以上の両面からする家庭生活、家族関係の合理化あるいは近代化のために、何と言つても経済的な條件が必要だということ、そのことも強調しておかなければならない。

以上のようなことが、私どもの委員会の最後の結論として出た点であります。

1950年 10 月1日　印刷
1950年 10 月5日　發行

編集兼発行人　東京都千代田區代官町1番地
勞働省婦人少年局

印刷人　東京都中央區入船町2ノ3
永井直保

印刷所　東京都中央區入船町2ノ3
永井印刷工業株式會社